

令和2年3月9日参議院予算委員会の小西洋之委員の質疑における
理事会協議事項について

令和2年3月11日
法務省

標記について、別添のとおり回答いたします。

- 法務省刑事局長は、人事院事務総長通知「定年制度の運用について（通知）」（昭和59年7月2日任企-219）について、いつ、誰から報告を受け、把握したのか。

（回答）

勤務延長に関する解釈の変更を検討していた間の本年1月から閣議請議（同月29日）に至る過程の中で、刑事局職員から説明を受け、把握した。

- 昨年10月末に内閣法制局第二部長の了解が得られてから解釈変更までの間にどのような社会情勢の変化があったのか。

（回答）

- 1 解釈の変更に当たって考慮した情勢の変化については、昨年10月末からの変化ではなく、昭和56年当時からの変化である。すなわち、
 - (1) 国家公務員法に勤務延長制度が導入された昭和56年当時と比べ、例えば、国際間を含めた交通事情は飛躍的に進歩し、人や物の移動は容易になっている上、インターネットの普及に伴い、実際に人が移動しなくとも、各種情報の交換や諸々の手続などが簡単に行えるようになっているなど、社会経済情勢は大きく変化し、多様化・複雑化している。
 - (2) これに伴い、犯罪の性質も、例えば、海外に拠点を置いた国際的な組織犯罪や捜査手法に工夫を要するサイバー犯罪なども多く発生している状況にあり、複雑困難化している。
- 2 昨年12月から、改めて勤務延長制度についての検討を行った際に、こうした情勢の変化を考慮したものである。

- 検察官の定年引上げに関する法律案の審議に係る資料を提出してほしい。

（回答）

御指摘の資料については、現在政府部内において検討中の法案に関するものであることから、提出することは困難である。